

## 2010・2・11資料1 『坂の上の雲』対照・韓国併合史年表

- 1875 江華島事件：日本軍艦が江華島を砲撃〔2、10〕。  
『坂の上の雲』→言及無し。
- 1876 日朝修好条規：朝鮮に治外法権、無関税、日本通貨流通を認めさせる〔2、8〕。  
『坂の上の雲』→言及無し。ただし

切実というのは、朝鮮への想いである。朝鮮を領有しようということより、朝鮮を他の強国にとられた場合、日本の防衛は成立しないということであった。

(『雲』第一巻p343)

と、日本にとっての朝鮮の意味は純軍事的なことに限ると言った、事実と反するコメントあり。

またNHKドラマ第一回では、1880年代の日本が欧米との不平等条約にあえていたことが強調されたが、同時期に日本が朝鮮にそれ以上の（無関税、日本通貨流通を認めさせた）不平等条約を押し付けていたことはいっさい言及されなかった。

- 1882 壬午軍乱：朝鮮軍隊の反日暴動。以下、朝鮮における清国の影響力強まる〔2〕。  
『坂の上の雲』→言及無し。
- 1884 甲申政変：朝鮮での清国の影響力増加にあせった日本が、金玉均ら親日派を使っておこしたクーデターだが失敗した〔2〕。  
『坂の上の雲』→言及無し。
- 1894・7 朝鮮王宮占領事件：8月1日の開戦布告に先だって、7月23日未明、日本は朝鮮王宮（景福宮）を攻撃し、2時間ほどの戦闘の後占領した。日本政府は、偶々王宮前を通過していた日本軍を王宮の朝鮮軍が攻撃してきたため、やむをえず応戦し、その勢いで王宮を占領したと説明していたが、1994年に中塚明氏が、最初から占領を計画した陸軍の書類を発見した〔2、10、13〕。  
『坂の上の雲』→言及無し。ただし

大鳥(おとり)は、韓国朝廷の臆病につけ入ってついにはその最高顧問格になり、自分の事務所を宮殿にもちこんだ。韓国に対する大鳥の要求はただふたつである。「清国への従属関係を断つこと。さらには日本軍の力によって清国軍を駆逐(くちく)してもらいたいという要請を日本に出すこと」であった。が、韓国側は清国が日本よりもはるかに強いと信じているため、この要求を容(い)れることを当然ながらためらった。しかし七月二十五日、ついに韓国はこの要求に屈し、大鳥に対し清国兵の駆逐を要請する公文書を出した。(『雲』第一巻p355)

と、占領後の日本の朝鮮に対する強制だけは書いており、意図的な隠蔽と考えられる。

- 1894・11 旅順虐殺：旅順陥落後、日本軍は旅順で一般市民をふくむ一万数千人を無差別虐殺し、欧米に報道され大きな反響を呼んだ〔1、13〕。  
『坂の上の雲』→言及無し。ただし

日本人が日清戦争や北清事変を戦ったとき、軍隊につきものの掠奪(りやくだつ)事件は一件もおこさなかったということが、世界じゅうのおどろきを誘った。

(『雲』第五巻p77)

と、事実と反する記述あり。

- 1895・10 朝鮮王妃殺害：日清戦争講和後の三国干渉で、朝鮮における日本の威信は低下し、朝鮮王権内にロシアに接近する動きが生じ、その中心に王妃・閔妃がいた。10月8日、日本公使・三浦梧楼の指令により、日本軍に護られた日本人集団が王宮（景福宮）に乱入、王妃を殺害した。国際的批判を受けたが日本は出先の暴発と弁解。しかし最近の金文子氏の綿密な研究により、陸軍参謀次長・川上操六が計画し、伊藤博文や陸奥宗光も黙認した日本政府ぐるみの犯行であったことが確認された〔5、9〕。  
『坂の上の雲』→言及無し。ただし、三国干渉について、

英国が帝国主義の老熟期にあつたとすればロシアやドイツは、その青年期にある。それだけにこの遼東還付のばあい、やりかたがいかにもなまなましく、欲望と行動が直結し、そのあくのつよさは、十九世紀の外交史上、類がない。

(『雲』第二巻p172)

という、朝鮮王妃殺害に無頓着な記述あり。

- 1900 北清事変：清国での外国とキリスト教に反対する民衆運動「義和団の乱」が起こる。日本は、米英仏独伊露およびオーストリアとともに出兵。日本軍の北京籠城指揮者・柴五郎砲兵中佐が、後日の講演で

八月十四日に籠城兵と援軍との連絡がつかまして、十五日からは、第五師団はすぐ北京内の各要所の占領に着手いたしました。私どももかねて調(しら)べておきましたが、まず第一に支那の大蔵省の金庫、その他米倉、兵器庫などを占領しました。英、米軍はすでに十四日の午後北京にはいっており、日本軍は夜おそくはいったのでありましたが、他 国の兵は不案内ゆえ手をつけずにおりました

ので、十五日の朝早く日本兵を出して、大蔵省、米倉、その他役所の主なるものを占領いたしました。それがために当然の戦利として、ことに価値のあるものは、ほとんどことごとく日本の手にはいりました。

と掠奪行為を証言している [6、10]。

『坂の上の雲』→前掲1894旅順虐殺引用箇所のように事実と反する記述あり。

- 1901 伊藤博文の満韓交換論外交：日露間の緊張が高まる中、満州におけるロシアの権益を認める代わりに、韓国（1897に国号変更）における日本の権益を認めさせるロシアとの妥協案「満韓交換論」が日本政府内に浮上、その熱心な推進者・伊藤博文は1901年末ペテルブルグでロシアの実力者ウィッテと会見、うまくいきそうだと電文

韓国ヲ全然我自由処分ニ委スルコトヲ露国ニ約諾(やくだく)セシムルコト

を日本に打つが失敗。しかし日露の接近を警戒するイギリスを刺激し日英同盟締結の契機となる [3]。

『坂の上の雲』→満韓交換論を、

そういうロシアの南下による重圧を、なんとか外交の方法で回避できはしまいかと考へ、一 いっそ、ロシアと攻守同盟を結んでしまったらどうか。という結論を思いついたのは、伊藤博文である。(『雲』第二巻 p 264)

と、日露の攻守同盟と曲筆。この曲筆が意識的なものだったことは [12] 参照。

- 1904・2 日韓議定書：日本は日露開戦と同時に軍事制圧したソウルで韓国政府に軍事協力を認めさせた。その中には、

・・・大韓帝国政府ハ、右大日本帝国政府ノ行動ヲ容易ナラシムル為メ十分便宜(べんぎ)ヲ与フル事(大日本帝国政府ハ、前項ノ目的ヲ達スル為メ、軍略上必要ナル地点ヲ臨機使用スル事ヲ得ル事)

と、軍事目的のため韓国の土地を接収できるという項目さえあり [3]、それを利用して日露戦争下に韓国の土地が日本に大量に奪われたことを、当時韓国にいたカナダ人ジャーナリスト、F・A・マッケンジーが次のように証言 [4]。

日本は、明らかに、できるだけたくさんの韓国の土地の所有を達成しようとしていた。日本軍当局は、ソウル近郊の河川沿岸地帯や、平壤の周辺地、北方の広

大な地帯、鉄道沿線の細長い良好地など、韓国内のもっとも良い敷地の大部分に、杭を打って境界を定めた。もちろん、名目的な代価総額が、韓国政府に補償として支払われたが、その金額たるや、その接収した土地のほんとうの価格の二十分の一にもみえないものであった。それを拒んだ人は、ほとんどの場合まづなかったが、接収を承諾した個人所有者に対しても、公正な価格の十分の一から二十分の一が支払われただけであった。国土は、戦争遂行のためという口実のもとに、日本軍によって収奪された。数ヶ月以内に、その大部分は、日本人の建築業者や商人に払い下げられ、日本人居留地がその土地の上に成長したのである。

『坂の上の雲』→この種の日露戦争下の韓国侵略についていっさい沈黙。ただし、

たしかにこの海戦がアジア人に自信をあたえたことは事実であったが、しかしアジア人たちは即座には反応しなかった。中国人も朝鮮人も、また白人の支配下にあるフィリピン人もその他の東南アジアの民族たちも、この海戦の速報については鈍感であり、これによってアジア人であることの自信を即座にもち、ただちに反応を示したというほどまでには民族的自覚が成長していなかった。

(『雲』第六巻 p 430)

と、日露戦争下における日本の韓国侵略に無頓着な記述あり。なお次のネルーの意見参照 [7]。

日本のロシアに対する勝利がどれほどアジアの諸国民をよろこばせ、こおどりさせたかを、われわれはみた。ところが、その直後の成果は、少数の侵略的帝国主義諸国のグループに、もう一国をつけくわえたというにすぎなかった。そのにがい結果を、まず最初になめたのは、朝鮮であった。日本の勃興(ぼつこう)は、朝鮮の没落を意味した。日本は開国の当初から、自己の勢力範囲として、すでに朝鮮と、満州の一部に目をつけていた。もちろん、日本はくりかえして中国の領土保全と、朝鮮の独立の尊重を宣言した。帝国主義国というものは、相手の持ちものをはぎとりながら、平気で善意の保証をしたり、人殺しをしながら生命の尊厳(そんげん)を公認したりするやり方の常習者なのだ。だから日本も、朝鮮にたいして干渉しないと、ものものしく宣言した口の下から、むかしながらの朝鮮領有の政策をおしすすめた。対中国戦争も、対ロシア戦争も、朝鮮と満州を焦点とする戦争だった。日本は一步一步地歩を占め、中国が排除され、ロシアが敗北したいまでは、あたかも無人の野を行く観があった。日本は帝国としての政策を遂行するにあたって、まったく恥を知らなかった。・・・

- 1904・8 第一次日韓協約：韓国の財務・外交に日本の意見を聞く義務を強制 [2]。

『坂の上の雲』→言及無し。

1905・9 ポーツマス条約：全権・小村寿太郎に託された講和の第一絶対条件が、

韓国ヲ全然我自由処分ニ委スルコトヲ露国ニ約諾(やくだく)セシムルコト

にあったことを受けて、講和条約第一条には、

露西亜(ロシア)帝国政府ハ、日本国ガ韓国ニ於テ政事上、軍事上及経済上ノ卓絶ナル利益ヲ有 スルコトヲ承認シ、日本帝国政府ガ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ 執ルニ方(あた)リ、之ヲ阻礙(そがい)シ、又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス。・・・

とされた[3]。

『坂の上の雲』→言及無し。

1905・11 第二次日韓協約：日本軍が王宮を制圧した中で、韓国からその外交権を奪う第二次日韓協約を強要した[2]。

『坂の上の雲』→言及無し。

1907 第三次日韓協約：日本は韓国皇帝を退位させ、韓国からその内政権を奪う第三次日韓協約を強要、併せて韓国軍隊を解散させた。朝鮮各地に放棄した義兵を鎮圧するため、マッケンジーが現地に入り、

われわれは、来る日も来る日も、焼きつくされた村落、荒れ果てた町、見捨てられた 田舎を、ひきつづき通り過ぎながら旅をした。

と報告しているように[4]、日本軍は反乱地域を無差別に焼き尽くした。

『坂の上の雲』→言及無し。

1910 韓国併合

☆倉知鉄吉談話

・・・会社の合併のように日韓両国対等で合同するのだというような考え方もあり・・・「合併」などいろいろな文字を用いていた。・・・「合併」という文字は適切でない。そうかといって「併呑」ではいかにも侵略的で用いられぬ。いろいろ苦心した結果、私はいままで使用されたことのない「併合」という文字を新たに考え出した。[10]

☆倉知鉄吉覚え書き別紙第二号(1909)

朝鮮ニハ当分ノ内憲法ヲ施行セス大権ニ依リ之ヲ統治スルコト [14]

☆朝鮮ニ施行スヘキ法令に關スル法律第一条(1911)

朝鮮ニ於イテハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得 [14]

☆大日本帝国憲法第二十三条(1889)

日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ

☆朝鮮総督府制令第十号(1910)

以下の罪において警察署長また憲兵隊は裁判所の裁判によらず即決できる。一、拘留、答形(答刑は朝鮮人に限る)または科料の刑に該るべき罪 [14]

☆朝鮮総督府制令第十三号(1910)

第一条 会社ノ設立ハ朝鮮総督ノ許可ヲ受クベシ [14]

『坂の上の雲』→言及無し。ただし次のように言う。

ちなみに、日露戦争は祖国防衛戦争であり、であればこそ民族をあげて戦い抜きつつあるが・・・(『雲』第五巻p243)

この作品は、小説であるかどうか、じつに疑わしい。ひとつは事実拘束されることが百パーセントにちかいかからであり、いまひとつは、この作品の書き手「私のことだ」はどうにも小説にならない主題を選んでしまっている。

(『雲』第四巻あとがきp499)

#### 参考文献

『雲』司馬遼太郎『坂の上の雲』(全6巻)文藝春秋2004

[1] 井上晴樹『旅順虐殺事件』筑摩書房1995

[2] 海野福寿『韓国併合』岩波新書1995

[3] 海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店2000

[4] F・A・マッケンジー著、渡部学訳注『朝鮮の悲劇』平凡社東洋文庫1972

[5] 金文子『朝鮮王妃殺害と日本人』高文研2009

[6] 柴五郎、服部宇之吉著、大山梓編『北京籠城・北京籠城日記』平凡社東洋文庫1965

[7] ジャワーハルラル・ネルー著、大山聰訳『父が子に語る世界歴史』(全8巻)みすず書房2002

[8] 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』岩波新書2002

[9] 角田房子『閔妃暗殺』新潮文庫2003

[10] 中塚明『現代日本の歴史認識』高文研2007

[11] 中塚明『司馬遼太郎の歴史観』高文研2009

[12] 半沢英一『雲の先の修羅一『坂の上の雲』批判』東信堂2009

[13] 陸奥宗光著、中塚明校注『新訂 蹇蹇録』岩波文庫1983

[14] 山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』岩波新書1971

## 2010・2・11資料2 アイデンティティ問題

☆日本だけではない空想の歴史の問題

## ① アルメニア大虐殺(1915～)

テュルク政府は、アルメニア人ジェノサイドというようなものはなかった。死者の数も一〇〇万人を超えるものではなく、八〇万(後に三〇万)人であり、戦時の疎開の最中にクルドなど悪漢による殺戮や飢餓で亡くなったものだとして「解説」する。[7]

## ② ナチスのホロコースト

アウシュビッツの残虐行為を些細(ささい)なことだと言ってみたり、それは実在しなかったなどという人間は、果してたくさんいるのだろうか。答えは「イエス」である。・・・前述した〈アウシュビッツの嘘〉を処罰の対象とする一九八五年の刑法改正ののち、「修正派」の刊行物の数は目に見えて減った。だがそれは「修正派」の影響力が弱まったということの意味するものでは決してない。[6]

☆エドワード・サイードの発言[4]

① 帝国主義的な姿勢とか言及とか経験の形成において、小説のはたした役割は、とてつもなく大きいとわたしは考えている。

② なにしろ小説の主たる目的とは、問題を提起しないこと、ことをあらだてないこと、攪乱(かくらん)しないこと、さもなければ注意をひかないこと、そうして帝国を多かれ少なかれ今の姿のままにとどめておくことなのだから。

③ アイデンティティ、いつもアイデンティティ。それが他者について考えることよりも優り、優先されるのである。

☆ アマルティア・センの発言[1]

① 選択はちゃんとあるのだ。合理的判断の可能性もまたしかり。選択が永久にないと思ったり、合理的に考えることはできないと思ったりするような誤った思い込みが、もっとも人の心を縛り付けるものなのである。

② 「人間」であるという、おそらく最も基本的なアイデンティティでさえ、正しく理解すればわれわれの視野を拡大してくれるものだ。われわれが分け持っている人間としての責務は、「民族」や「国民」の一員によって成り立っているわけではない。

③ 第一に、たとえある基本的な文化的態度や信念がわれわれの合理的判断の性質に「影響を及ぼす」ことがあるとしても、それを完全に「決定してしまう」ことはないだろう。・・・文化の及ぼす影響は確かにあるし、重要であるけれども、選択の余地はまだまだ残っているのである。

第二に、いわゆる「文化」というものの中には、われわれの合理的判断を形成するような、「唯一の」まとまった態度や信念がはっきりとした形で含まれているとは限らない。実際、こうした「文化」の多くがその内部にかなりの多様性を持っているのであって、様々な態度や信念が、大雑把(おおざっぱ)に括(くく)られた同じ文化の中に

共存しているといつて良い。

☆ 世界人権宣言第一条(1948)、

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

☆ 日本国憲法第九条(1946)

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

☆ 『隋書』倭国伝(636):兵ありといえども征戦なし。[3]

☆ 『日本書紀』(720)

山背大兄等こたえてのたまわく、又後の世にわが故によりて己が父母をほろぼせりと言はむことを欲りせじ。あにそれ戦い勝ちて後に、まさに丈夫と言はむや。それ身を捨てて国を固めば、また丈夫にあらずや。[5]

☆ 朝日新聞1975年11月1日

『ロンドン・タイムズ』記者:「陛下は、いわゆる戦争責任についてどのようにお考えになっておられますか、おうかがいいたします」

昭和天皇:「そういう言葉のあやについては、私はそういう文学方面はあまり研究もしていないのでよくわかりませんから、そういう問題についてはお答えができません」

☆ 朝日新聞1975年11月30日

ことばの“あや”の仰せをいかに聞き給う水漬く屍は草むす屍は 飯島敏江 [2]

## 参考文献

[1] アマルティア・セン著、細見和志訳『アイデンティティに先行する理性』関西学院大学出版会2003

[2] 家永三郎『戦争責任』岩波書店1985

[3] 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝 他三篇』岩波文庫1951

[4] エドワード・サイード著、大橋洋一訳『文化と帝国主義』みすず書房2001

[5] 坂本太郎他校注『日本書紀』岩波日本古典文学大系1965

[6] ティル・バステアン著、石田勇治・星乃治彦・芝野由和編著『アウシュビッツとアウシュビッツの嘘』白水社1995

[7] 中島偉晴『アルメニア人ジェノサイド』明石書店2007

2010・2・11資料3 天皇制神話が侵略戦争に果たした役割

I 天皇制神話対照・日本帝国主義年表

- 2～3世紀 吉備に特殊器台をともなう首長墓出現、その勢力が大和に移動して、日本列島広域を祭祀的に統合する前方後円墳王権成立 [4]。「神武天皇」神話は虚構。
  - 6世紀末 前方後円墳王権が仏教を指導理念として利用し、国家体制への脱皮を計る。
  - 7世紀末 天皇制律令国家成立。
  - 712 『古事記』完成。神功皇后の「二韓征伐神話」を含む。
  - 720 『日本書紀』完成。神功皇后の「三韓征伐神話」を含む。
  - 1592～1598 豊臣秀吉の朝鮮侵略。出征武将が神功皇后神話によって鼓舞されている。[1]
  - 1778 本居宣長『馭戎概言』。神功皇后神話などに依拠し、日本を神国、朝鮮・中国を目下の国として軽蔑。
  - 1853 ペリー来航。
  - 1854 吉田松陰『幽囚録』。神功皇后神話に依拠し朝鮮侵略を示唆 [3]。
  - 1863 「神武天皇陵」創出 [8]。
  - 1868 慶応四年三月十三日布告「此度、王政復古、神武創業ノ始ニ被為基（もとづかせられ）」と、明治維新を神武創業と位置づける [9]。
  - 1873 紀元節制定。
  - 1876・2・11 日朝修好条規に至る交渉が江華島において、紀元節を祝う日本軍艦の砲音のもとに始まる。
  - 1883 日本最初の人物肖像紙幣として神功皇后札発行 [7]。
  - 1889・2・11 大日本帝国憲法発布。第一条、大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス。第三条、天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ。
  - 1905 日本、日露戦争に勝利。連合艦隊解散式で東郷平八郎が読み上げた秋山真之起草「連合艦隊解散の辞」は神功皇后神話を引用。
- 昔、神功皇后(じんぐうこうごう)三韓を征服し給(たま)ひし以来、韓国は四百余年我統理(わがとうり)の下にありしも一度海軍の廢類(はいたい)するや忽(たちま)ち之を失ひ・・・
- 1910 韓国併合。神功皇后神話もその正当化に利用される。
  - 1911 朝鮮銀行券制定。1945まで肖像は、『記』『紀』における神功皇后の軍師・参謀・武内宿禰のみ [5]。
  - 1940 紀元2600年。「ゼロ戦」はそれを記念。
  - 1940・2・11 創氏改名開始。
  - 1946 昭和天皇人間宣言。GHQ原案の「天皇が神の子孫であることの否定」を回避し、「現人神の否定」にすりかえることに成功。昭和天皇の『記』『紀』思想の理解的確さを示す [2]。

参考文献

- [1] 北島万次『秀吉の朝鮮侵略』山川出版社2002
- [2] 木下道雄『側近日誌』文藝春秋1990
- [3] 琴 洞『日本人の朝鮮観』明石書店200
- [4] 近藤義郎『前方後円墳の起源を考える』青木書店2005
- [5] 在日韓人歴史資料館『写真で見る在日コリアンの100年』明石書店2008
- [6] 中塚明『現代日本の歴史認識』高文研2007
- [7] 中塚明『これだけは知っておきたい日本と韓国・朝鮮の歴史』高文研2007
- [8] 星野良作『研究史 神武天皇』吉川弘文館1980
- [9] 安丸良夫『神々の明治維新』岩波新書1979

II 『坂の上の雲』の天皇制神話からの逃避

戦時編成である「連合艦隊」が解散したのは十二月二十日(半沢注、一九〇五年)、その解散式は翌日旗艦においておこなわれた。旗艦はこの時期、敷島(しきしま)から朝日になって いた。朝日のまわりには汽艇が密集し、各司令長官、司令官、艦長、司令などがつぎつぎに来艦してきた。やがて解散式がはじまり、東郷は、

「告別の辞」

と、ひくい声で言い、有名な「連合艦隊解散ノ辞」を読み始めたのである。

長文であるため引用をひかえるが、この文章のなかでのちのちまで日本の軍人思想に影響したものをあげると、

「・・・百発百中の一砲、能(よ)く百発一中の敵砲百門に対抗し得るを覚(さと)らば、我等軍人は 主として武力を形而上(けいじじょう)に求めざるべからず。・・・惟(おも)ふに武人の一生は連綿不斷の戦争 にして、時の平戦に由り其(そ)の責務に軽重あるの理なし、事有れば武力を発揮し、事無ければこれを修養し、終始一貫その本分を尽くさんのみ。過去の一年有半、かの風濤(ふうとう)と戦ひ、寒暑に抗し、(しばしば)頑敵(がんてき)と対して生死の間に入出せしこと、もとより容易の業(わざ)ならざりしも、観ずればこれまた長期の一大演習にして、これに参加し幾多啓発(いくたけいはつ)するを得たる武人の幸福、比するにものなし」

以下、東西の戦史の例をひき、最後は以下の一句でむすんでいる。

「神明(しんめい)はただ平素の鍛錬に力(つと)め戦はずしてすでに勝てる者に勝利の栄冠を授けると同時に、一勝に満足して治平に安(やすん)ずる者よりただちにこれをうばふ。古人曰(こじんいわ)く勝つて兜(かぶと)の緒を締めよ、と」